

令和6年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪市救急医療事業団	所管所属名	健康局
-----	-----------------	-------	-----

中期目標	中期目標期間
	令和6年4月1日から令和11年3月31日

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)					
年度計画達成状況	指標Ⅰ	診療収入百万円当たりの物件費			
		R6	R7	R8	R9
	目標値	263,842	263,842	263,842	263,842
	実績値	326,884			
	指標Ⅱ	診療収入百万円当たりの患者窓口未収金額(当該年度分)			
		R6	R7	R8	R9
年度計画達成状況		R10【最終】			
	目標値	642	642	642	642
	実績値	389			

外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【当該事業年度】	イ	ア：達成 イ：未達成（計画の見直しは不要） ウ：未達成（計画の見直しが必要）
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価		
	・令和6年度において、大阪市や府医師会など関係団体の協力も得ながら、初期急病患者の診療体制維持・確保及び後送病院の確保を行い、市民の安心・安全な生活に寄与した。 ・なお、令和6年度の患者数については、令和5年度に比べ7.4%減少し、1年間の患者数はコロナ前の水準の約77%にとどまっている。 ・指標Ⅰについては、光熱水費、消耗品費等の節減等、物件費の抑制に努めたものの、診療収入がコロナ前の水準に比して減少していることに加え、物価上昇の影響を受けたことにより目標を達成することができなかった。 ・一方、指標Ⅱについては、これまで同様、窓口での診療代金の徴収を強化したり、粘り強く患者に督促を行ったことにより、目標を達成することができた。		
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について		
	・物件費の節減については、光熱水費、通信運搬費、消耗品費等の経費を見直すことで固定経費の抑制に努めるとともに、職員のコスト意識を高めて予算を効率的に執行していく。 ・年末年始の患者分散を図り、少しでも患者の集中を緩和できるよう、各診療所の受付患者数や診療待ち患者数をリアルタイムでホームページに表示するとともに、患者が携帯端末で呼出状況を検索できる混雑状況表示システムを導入することを通じて、各診療所間の患者数を平準化し、患者数（診療収入）の増加に努める。 ・未収金の縮減については、救急医療では、健康保険証や現金を持参していない受診者も多く、未収金が発生しやすい状況にあることから、患者自己負担金の請求を適正に行うことで未収金発生防止に努める。 ・患者の現金持ち合わせ不足に対応できるよう、中央急病診療所において、クレジット決済を導入し、未収金の減少につなげる。 ・未収金の縮減については、督促回数を増やすなど対策を強化することで一定の成果を上げてきたところであるが、引き続き収納率の向上に努めていく。		

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	・指標Ⅰについては、消耗品費等経費抑制の努力も行ったが、依然として診療収入がコロナ前に比較し、かなり少ないため、物件費のうち固定費部分の負担が大きく、結果として目標未達となった。 ・指標Ⅱについては、日常の回収努力が結果として現れ、目標達成となった。

市の審査	中期計画の目標達成状況【当該事業年度】	イ	ア：達成 イ：未達成（計画の見直しは不要） ウ：未達成（計画の見直しが必要）
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
	指標Ⅰについては、診療収入がコロナ前の水準に戻らない中、物価高騰の影響により感染症対策など物件費に占める固定費部分の負担が大きく、未達成となっている。 指標Ⅱについては、未収金対策の強化を図られた結果、実績値が目標を達成した。 この間の新型コロナウイルス感染症による影響及び専門家の評価も踏まえ、事業団による自己評価については、妥当であると判断する。		

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価
	指標Ⅰについては、コロナ前に比べ診療収入が減少していることに加え、物価高騰の影響により感染症対策など物件費に占める固定費部分の負担が増加しているため、令和6年度においては、目標未達成となった。 ただし、消耗品費等の見直しをはじめ、実態に応じて医師や看護師の出務を絞るなどの出務体制見直しによるタクシー代の節減やジェネリック医薬品の導入の拡大を行うなど、事業団として最大限に経費削減に努めてきたことは評価する。 指標Ⅱについては、未収金対策の取組が功を奏しているものと評価する。 引き続き、現在の取組を着実に進め、対象事業を安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤の確保に取り組まれない。
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）